

【諮問（個人）第185号】

31川情個第70号
令和2年3月13日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

平成31年2月18日付け30川総人第1151号にて諮問のありました保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

川崎市総務企画局情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報訂正請求に対する拒否処分については、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年6月22日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。平成30年条例第75号による改正前のもの。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、高齢者支援における審査請求人の義母のケース記録のうち、事実と違う内容が記載されているとして審査請求人が指定する部分の訂正を求める旨の訂正請求（訂正困難な場合は、就労の事実は確認した旨の追記等の措置）（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、平成30年7月10日付けで、条例第22条には該当する事由に当たらないとして訂正請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分に対して、平成30年10月10日付けで、本件処分の取消し（訂正困難な場合は、就労の事実は確認した旨の追記等の措置）を求め、審査請求を行った。（当審査会諮問（個人）第185号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年10月10日付け審査請求書、平成31年1月25日付け反論書、令和元年10月4日実施の口頭意見陳述等によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は関係機関が作成し、実施機関に提出した報告書に記載された保有個人情報であり、当該報告を受けたことは事実であるため、条例第22条の事由に該当しないため、請求を承諾できないとしている。
- (2) 請求人は、数件の自己所有物件を所有し、自営業で〇〇・〇〇などの業務にもあたり、一定の収入がある。
- (3) よって、「〇〇」という記載の削除を求める。何らかの理由で削除ができない場合においても最低限、証拠事実に応じた「就労の事実は確認した」等の実施機関の追記を求める。

4 実施機関の主張要旨

平成30年12月12日付け弁明書及び令和元年7月12日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第22条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは当該訂正請求に係る保有個人情報の内容が真実でないことが確認できたことを意味し、「事実」とは個別の事実について客観的に判断できる事項をいうものである。
- (2) 「〇〇」という記載の削除を求めているが、関係機関がカンファレンスでの出席者の報告をまとめて作成した報告書に記載された保有個人情報であり、当該報

告を受けたことは事実である。また、実施機関としても関係機関への聞き取り等、可能な限りの調査を行ったが、実施機関の調査権限におのずから限りがあり、請求者が提出した根拠資料でも客観的に判断することはできないため、当該記載が「事実でない」という確認はできず、当該請求に理由があるときに当たるとはいえないため、条例第22条の訂正事由に該当しない。

- (3) 訂正ができない場合に請求者が追記を求めている点については、個人情報保護ハンドブック中、条例第21条の解釈において、「追記の請求（書き足しの求め）は、原則としてその追記がない現内容自体が事実でないと思料する場合に限って認められるのにとどまる」とされており、今回の請求人の追記請求については、追記がない現内容自体が事実でないと思料される場合に当たらず、また、追記を行わなくとも義母と夫の養母の「生活を支援するため」という本件対象公文書の利用目的は達成できるものであるため、これについても応じることはできない。

5 審査会の判断

- (1) 本件は、審査請求人の親族の福祉的支援のために作成されたケース記録中における、審査請求人に関する個人情報の訂正を求める請求である。

本市において、保有個人情報の訂正請求については、条例第21条及び第22条に基づき、「訂正請求に理由があると認めるとき」、すなわち、個別の事実について客観的に判断できる事項につき、事実と保有個人情報に記載されている情報との間に不一致があり、記載されている情報が、個別の事実記録として誤ったものであることを確認した場合、実施機関は、当該保有個人情報の訂正（追加または削除を含む）をしなければならないこととされている。以下、本件訂正請求がこの要件を満たすか検討する。

- (2) 本件請求の対象となっている保有個人情報は、ケース記録中の日々の経過を時系列で都度記載する、いわゆる経過記録部分中に編綴された第三者作成にかかる報告文書中の記載である。

すなわち、平成○年○月○日に、ケースの支援対象者本人や弁護士も交えてカンファレンスが行われた際の協議内容を、参加者の一人である関係機関の職員（以下「同報告者」という。）が作成した報告文書であって、同文書を実施機関が受領することによって、同報告者から実施機関が上記カンファレンスの内容についての報告を受けた文書そのものにおける記載の一部である。

- (3) そもそもケース記録中の経過記録部分には、その時点における記録作成者の視点から認識された事実や評価を都度記録し、経過の備忘とするとともに、組織的に複数名で認識を共有したり管理職の指導監督を可能とし、具体的な支援事案において、相談援助活動のケースワークの適切な継続的展開を可能ならしめる目的のために作成されるものである。このケース記録は、広く不特定多数に向けて公表されることが予定されるものではなく、記録時に今後のケースワーク上必要と思われる情報を、かなりの短時間で同時進行的に記録していくことが要請される。そのような性質上、記載内容がおよそいかなる者から見ても異論のない客観的正確性を備えているかや、対外的公表に耐えうる疑義のない表現になっているか等

につき、慎重な吟味を要するものではなく、これら報告内容が事実と一致しているかどうかを子細に検討しない限り、受領した文書を記録中に編綴できないものではない。

- (4) また、福祉の相談援助活動においては、第三者から報告を受けた内容が客観的事実に正確に一致しているかどうかはさておいて、ケースワークに有用と思われる情報を広く集める必要がある。

もちろん、正確な客観的情報を前提とすることこそがケースワークには有用であることから、記録する情報の正確性には可能な限りの配慮をすべきであり、これについて最低限の配慮も払わずに、ことさらに虚偽やずさんな記載をすることが許容されるものではないが、記載の一部について、後日に不正確であったと経過の中で判明する可能性も常に孕むものでもある。この点、ケースワークが移り変わる状況のなかで継続的に展開していくものであることに鑑みれば、むしろ第三者から報告された内容を、報告を受けた当時の記録として報告内容どおりに正確に経過記録中に留められておくべきでもある。それは、経過記録における過去の記載事項が不正確であったことが後日に判明した場合は、かかる記載がなされた理由を点検・追及することをもって、よりよい支援活動を検討する必要があるためである。

- (5) これらを踏まえて、審査請求人が訂正請求をする当該保有個人情報を検討するに、実施機関がそのような内容の報告を第三者から受けたことが事実でないと認めるべき理由は見当たらず、また、同報告者としても、カンファレンスの内容として聴取したことを記載しているのであって、その内容について、ことさらに虚偽やずさんな記載をしているとも認められない。

なお、審査請求人は、「〇〇」という記載の削除を求め、削除ができない場合でも「収入はあった」等の追記を求めるが、本件対象公文書に関する上記の趣旨に鑑み、それらの必要性も認めることはできない。

したがって、本件請求の対象となっている記載内容が当時の個別の事実記録として誤ったものであるとして、訂正すべき義務を実施機関が負うとはいえない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子
委員	三浦大介